

令和8年度 第7回全体庁議（7月13日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) 使用料・手数料の改定(案)について〔政策推進部〕
----	-------	--------------	------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

令和8年7月1日に帯広市議会本会議に提出した「帯広市手数料条例等の一部を改正する条例制定」の議案について、総務委員会に付託されたことから、関連資料を令和8年7月21日の総務委員会に提出するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 基本的視点
 - ①行政サービスの安定的、継続的な提供
 - ②受益者負担の原則（負担の公平性の確保）
 - ③行政サービスの目的達成（一定程度の税負担も必要）
2. 改定対象項目
料金改定の対象とする項目は、前回の改定対象項目に新規項目を加え、廃止項目を除き、使用料で43項目、手数料で30項目とする。
3. 料金設定の考え方
コスト回収率100%料金を基本として、使用料については施設の性格に応じて受益者が負担すべきコストの範囲を区分し、手数料についてはコスト総額を対象とする。前回改定時（平成24年度改定）から施設の利用状況等が特に変化している、ポロシリ自然公園については負担すべきコストの範囲を見直し、火葬場（市民利用）及び学校開放（文化事業）については有料化する。類似施設等と比較し、コスト回収率100%料金に割高感がある場合には、利用者が適正と実感できる水準に調整する。
4. 料金体系等の見直し
小中学生等の個人使用料の減免は継続するほか、利用者の利便性向上のため専用利用の料金体系を区分貸し（午前・午後・夜間等）から時間貸し（1時間）に変更するなどの見直しを行う。
5. 激変緩和措置
料金改定による利用者の急激な負担増と、それに伴う利用控えを抑制するため、激変緩和措置を講じる。
6. 料金収入額への影響
料金改定により、使用料と手数料を合わせて約151,504千円の増収が見込まれる。コスト回収率は使用料で15ポイント程度改善する見込みであり、受益者負担の原則に沿って負担の公平性の確保が図られる。

0

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和8年7月21日 総務委員会で「改定後料金（案）」を審議
- ・ 令和8年8月21日 総務委員会で「改定後料金（案）」を審議
- ・ 令和9年4月 改定後料金の適用開始

■ 審議結果

- ・ 同内容で、7月21日総務委員会へ資料提出することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし